

カラダのこと
おしえて!

ほうっておくと危険な症状 もしかして、鼠径ヘルニア?

◆手術以外に治療方法がない鼠径ヘルニア

鼠径ヘルニアとは、鼠径部（足のつけ根）から腸などがとび出す症状のことで、自然に治ることはなく、手術以外に治療方法がありません。

鼠径ヘルニアの初期症状は、立ったときやお腹に力を入れたときに鼠径部の皮膚の下に柔らかい腫れができます。普通は指で押さえると引っ込みますが、次第に不快感や痛みを伴ってきます。腫れが急に硬くなったり、押さえても引っ込まなくなることがあり、お腹が痛くなったり吐いたりします。これをヘルニアの嵌頓かんとんといい、急いで手術をしなければ、悪化したり、場合によっては命にかかわります。今まで嵌頓したことがなくても、突然起こる可能性は十分にあります。

また、手術せずに経過を見ていて、痛みが増して数年後に手術をするという方もみえますが、年を重ねて高齢になってくると麻酔や手術自体に危険が



伴います。症状のある方はその時点で手術を強く薦めています。

◆痛みも少なく短期入院で済む新しい手術方法が普及しています

鼠径ヘルニアの手術にはさまざまな手術方法がありますが、当院では腹腔鏡下鼠径ヘルニア根治術を基本に手術を行っています。全身麻酔が必要となりますが再発率も低く、手術後の痛みも従来に比べて少なく傷口もめだちにくい手術方法です。入院期間も3～4日間と短くて済みます。しかしお腹の手術の既往がある方は腹腔鏡で手術ができない場合がありますので一度ご相談ください。

鼠径ヘルニアはまれな病気ではありません。もしも鼠径ヘルニアを疑う症状がある場合はためらわずに診察を受けてください。

(上野総合市民病院 外科部長 濱口 哲也)



【問い合わせ】 上野総合市民病院 ☎ 24-1111

コラム 自治基本条例

伊賀市には「市民によるまちづくりのための条例」があります

第6回 伊賀市自治基本条例～総則編～

今回は、第1章総則（第1条～5条）について説明します。総則とは、条例全体に共通するきまりについて示した部分のことです。

第1条 「目的」

この条例の目的を、伊賀市独自の自治の推進と確立をめぐることであるとしています。

第2条 「用語の定義」

市民、市、市議会、協働、自治の定義を定めています。特に「市民」については、まちづくりに参画する主体として、一般的な使い方よりも少し広く「市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう」としています。

第3条 「基本理念」

合併協議の中で議論し、新市建設計画に定めた3つのまちづくりの基本理念*を、伊賀市の基本理念として改めて規定しています。

*基本理念：①「市民」が主体となり地域の個性が生きた自治の形成②持続可能な共生地域の形成③交流と連携による創造的な地域の形成

第4条 「自治の基本原則」

伊賀市独自の自治に必要な不可欠な6つの原則、①情報共有の原則②市民参加の原則③計画の原則④補完性の原則⑤協働の原則⑥評価の原則について規定しています。なお、「伊賀市市民憲章」はこの第4条を基にしています。

第5条 「この条例の位置付け・体系化」

この条例を伊賀市における最高規範と位置づけ、市の全ての条例、規則は自治基本条例と整合を図らなければならないとしています。

今回は、協働のまちづくりにおいて重要な第2章「情報の共有」について、説明します。

【問い合わせ】 総合政策課 ☎ 22-9620 FAX 22-9672

伊賀警察署だより



警察の相談ダイヤル #9110

9月11日は「警察安全相談の日」です。

警察では、相談ダイヤル「#9110」を設け、犯罪による被害防止や市民の安全と平穏のための各種相談に応じています。

各種相談は、「#9110」の警察本部専用窓口で受け付けます。

警察署でも同様の相談を受けており、専門の係員が皆さんの立場に立って対応します。

なお、「#9110」は、携帯電話・PHSからも利用可能ですが、ダイヤル回線の電話や一部のIP電話からは利用できませんので、相談窓口の直通電話番号(☎059-224-9110)にご相談ください。

各種事件・事故の場合は「110番」、それ以外の各種相談については相談ダイヤル「#9110」のご利用をお願いします。

【問い合わせ】 伊賀警察署 ☎21-0110
名張警察署 ☎62-0110



公共交通を利用しましょう

公共交通機関 利用促進運動実施中!

～7・8・9月～

『団体利用補助』をご活用ください。

市では、伊賀鉄道の利用促進のために、市内の園児、児童、生徒が遠足や社会見学などの行事で伊賀鉄道を団体利用することに対して年間を通じて補助金を交付しています。住民自治協議会などの自治組織が主催する子ども会などの行事でも利用することができます。



また、JR関西本線についても、JR関西本線電化を進める会(事務局:総合政策課)が交付する利用促進のための団体利用補助をご利用いただけます。

学校や地域で遠足などの行事を計画する場合には、ぜひご活用ください。



【問い合わせ】

総合政策課
☎22-9663 FAX 22-9672

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

Jリーグ差別横断幕の問題を考える ー管財課ー

■このコラムは毎回いろいろなテーマで人権についてお話しています。

今年はワールドカップが開催されサッカーの話題で盛り上がりましたが、今年3月にサッカーJリーグで起こった差別横断幕の問題について考えてみたいと思います。

事の発端は、Jリーグの試合で一部の観客が「日本人以外お断り」と読める「JAPANESE ONLY」と書かれた横断幕を掲げたことです。日本プロサッカーリーグは、記載内容が差別的であり、その横断幕を試合終了後まで撤去できなかったことを理由に、該当チームに次回の試合の入場収入が一切なくなる無観客試合の開催を指示しました。これはJリーグ始めて以来最も重い処分だといわれています。

掲示の内容が人種差別と判断されても仕方のないものであり、その行為自体が問題であることに加え、試合当日この横断幕を見た人が大勢いた中で、この差別事象に気付けない人がいたこと、ま

た気付いていた人が大勢いたとしても、実際には、横断幕が撤去されず、試合終了後まで放置されていたことが、もっと大きな問題ではないかと思えます。

今回の出来事は、スポーツ観戦という何気ない日常生活の中で起こっており、私たちもいつこのような場面に遭遇するかわかりません。一人ひとりが人権問題に関心であってはいけないということを改めて考えさせられる出来事でした。

横断幕を掲げた観客は、差別の意図はなかったと主張しているようですが、これについて日本プロサッカーリーグは、「掲げた側の考えではなく、受け手がどう感じるかに目を向けるべきだ。」と述べています。

私たちの日常生活において、何気ない行動や発言で相手を傷つけてしまうかもしれません。「受け手がどう感じるか」という視点を普段から意識することが大切ではないでしょうか。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎47-1286 FAX 47-1288 ✉jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ